

新穂郡穂波村に於ける小作争議状況

- 一、發生場所 新穂郡穂波村大字橋
- 二、發生年月日 昭和十年六月二十二日
- 三、終結年月日 同 十月二十八日
- 四、關係人員 地主 一名。小作人 一名。
- 五、關係團體 小作人側 西郡嶺山労働組合
全農福岡縣聯合會
- 六、關係面積 田二反七畝步
- 七、發生原因 昨年来の小作不収(二斗四升入)の内一俵半の精米不足を理由に地主側自作の目的を以て土地返還を要求したるに因る
- 八、経過

1、地主、小作人の借付状況

小作人は三十年間小作し來りたるものにて土地取上は對し長続したるも地主の態度強硬なるため六月二十日西郡嶺山労働組合幹部、野見山青武に依頼し更に小作組織を交渉したる結果十一月三日迄考案を納し居りたる地主は二十三日自作を主張し家人八名を以て借付を拒絶す。

之を知りたる小作人は直ちに組合の援助を受け約二十名の組合員と共に借付を開始し地主四分小作人六分の借付を終了し引揚たり。

然るに小作人は二十五日未明西嶺浦住野見山の租地長収り水平租同人二十名の急應援を得て地主の借付けたる田を引抜き自己の田を借付せり。